

郡山市地域経済循環創造事業（ローカル 10000 プロジェクト）補助金
申請事業選定要領

1 目的

本要領は、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付（以下「交付金」という。）について、本市が国に申請をめざす事業（以下「申請事業」という。）を選定するに当たり、必要な事項を定める。

2 郡山市地域経済循環創造事業

(1) 事業概要

申請事業のうち、本市の予算についての議会の承認及び総務省の事業採択を受けた事業について、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号）及び郡山市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金を交付する。

(2) 参加資格

申請事業の募集に参加する民間事業者等（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 開業届（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 299 条の届出書をいう。）における住所地及び納税地に本市を指定している者又は法人設立届出書（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 148 条第 1 項の届出書をいう。）における本店又は主たる事務所の所在地及び納税地に本市を指定している者
ウ 次の各号のいずれにも該当しない者

- ① 発行株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、中小企業者に該当しないものをいう。）
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者
- ③ 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- ⑤ 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- ⑥ 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者又は該当していると認められる者が役員を務める法人
- ⑦ 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- ⑧ 過去に郡山市地域経済循環創造事業に係る補助金の交付を受けたことがある者

(3) 対象事業

申請事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者が初期投資を行うものとする。

ア 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型の事業

イ 市の負担により直接解決又は支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性及びモデル性がある事業

(4) 補助金の対象経費及び補助金の額

ア 補助金の対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、事業者の3親等以内の親族に支払う賃借料、売買代金等及び国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他それに類する収入は補助対象経費から除く。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費（用地取得費を除く。）
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入、リース及びレンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入、リース及びレンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費（事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。）

イ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助金額の上限額は次のとおりとする。

- ① 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の場合 3,000万円
- ② 融資額が補助金額の2倍以上3倍未満の場合 4,000万円
- ③ 融資額が補助金額の3倍以上4倍未満の場合 5,000万円
- ④ 融資額が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円

※補助金の対象経費のうち、事業者が受ける融資額の総額が「イ 補助金の額」に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、融資額及び貸付額は見込みであっても選定対象とする。また、経営者が事業者の連帯保証人（経営保証）となっていない融資であること。

3 事前相談

申請事業の選定に参加する事業者等、あらかじめ、要綱に基づく次の計画書等を作成の上、農商工部産業雇用政策課に相談しなければならない。

- (1) 郡山市地域経済循環創造事業実施計画書（要綱第1号様式）
- (2) 補助対象経費の根拠となる見積書（任意様式）
- (3) 事業概略図（任意様式）
- (4) その他応募事業に係る説明資料（任意様式）

4 応募方法・募集期間

(1) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者（以下「参加者」という。）は、「3 事前相談」の上、「(3) 提出期日」までに次の書類を提出しなければならない。

- ア 郡山市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る申込書（様式第1号）
- イ 郡山市地域経済循環創造事業実施計画書（事前相談済のもの）（要綱第1号様式）
- ウ 申請事業の工程表（任意様式）
- エ 申請事業に関して遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況（任意様式）
- オ 申請事業の実施場所に係る登記事項証明書の写し
- カ 直近2年分の市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がないことを証明する納税証明書等一式
- キ その他事前相談において選定に必要なとなった書類

(2) 提出方法

「(1) 提出書類」について、次の部数を郵送（配達証明付書留郵便による郵送により、提出期間内必着とする。）又は持参により提出すること。併せて、提出書類のPDFデータを電子メールで送付すること。

- ① 「(1) 提出書類」ア、オ及びカ：原本1部
- ② 「(1) 提出書類」イからエ及びキ：正本1部、副本9部

(3) 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）

※持参の場合における受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(4) 提出先

住所：〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7

郡山市農商工部産業雇用政策課（ローカル10000担当宛）

E-mail：sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

(5) 留意事項

- ア 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- イ 書類提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲で複製を作成することがある。
- オ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）に基づき、提出書類を公開することがある。

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本市が総務省に提出する事業を選定するため、郡山市地域経済循環創造事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定委員会の組織

選定委員会の委員は、次に掲げる者とし、委員長は、農商工部長をもって充てる。

- ア 農商工部長
- イ 農商工部理事
- ウ 農商工部次長兼産業創出課長
- エ 産業雇用政策課長
- オ 選ばれるまち推進課長
- カ 財政課長
- キ 補助対象事業に関係する事務を所管する担当課長

(3) 選定委員会の開催

選定委員会は参加者から書類の提出があった場合に、委員長が招集し、非公開で開催する。

選定委員会の庶務は、農商工部産業雇用政策課で担当する。

(4) 選定方法

ア 選定委員会による審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により行う。

審査日時及び会場は、選定委員会から事業者に連絡する。

イ 審査項目は、次のとおりとする。

	審査項目	評価基準、着眼点	配点
1	事業計画	・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における補助金額が上限を超えるものでないか。 ・実施計画の概要が要綱の目的に沿った内容となっているか。	10
2	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、原材料等の地域資源、又は空き家、閉校校舎など不動産を長期的に有効活用する事業であるか。	10
3	事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。	10
4	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画が具体的かつ確実か	10
5	公共的な地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の拡大、耕作放棄地の活用、空き家・閉校校舎の解消、事業や伝統芸能の後継者育成等、当市の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・捉えている課題が、郡山市総合計画等の市が定める計画と合致するか。	15
6	地方創生制度の複合的な活用	・地方創生制度を複合的に活用する見通しがあるか。(地域おこし協力隊、二地域居住、空き家対策、特定地域づくり事業協同組合、小さな拠点・地域運営組織、集落支援員など)	5
7	事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。	5
8	事業のモデル性	・市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える市内各地域や他自治体のモデル性となり得る事業か。 ・市内の類似の事業と整理され、非競合性が確保されている事業であるか。	10

9	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	5
10	事業の自主性	・補助対象事業の完了後、当市の地域課題の解決のため、自立して事業を継続して実施していくことができるか。	10
11	地域等との同意や合意	・補助対象事業の構想段階で、実施地域や融資期間との事前の調整が進められ、同意や合意の見通しがあるか。	10
			100

イ 委員長及び各選定委員の評価点が、上記基準の全ての項目において6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況を踏まえ、合議により申請事業を選定する。

(5) 選定結果

選定結果は、選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立て、選定に係る情報開示請求は受け付けないとともに、選定経緯については公表しない。

8 スケジュールの目安

7月1日～9月30日	事前相談の受付期間
9月1日～9月30日	提出書類の受付期間 ※事前相談を経た上で提出
10月中旬	選定委員会の開催
10月下旬	選定結果を通知
10月～翌年1月	市予算編成
翌年2月	市から総務省へ事業計画書等提出 ※実施期間最大2年
翌年4月（予定）	総務省から事業採択 市から総務省へ交付申請、総務省から交付決定（単年度ごと）
翌年5月（予定）	事業者から市へ補助金申請、市から交付決定通知、事業着手
事業完了後30日以内又は翌年3月末日までに、要綱に基づく実績報告	

9 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載又は不足があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合